

PCB廃棄物の適正な処理促進に向けた 経済産業省の取組

令和2年11月13日

1. 電気事業法に基づく高濃度PCB含有電気工作物に係る掘り起こしの進捗状況について

⇒議題 1 にてご説明済み

2. 高濃度PCB含有廃棄物の処理促進の取組強化

《電力安全課》

3. PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会の開催

《環境管理推進室》

2. 高濃度PCB含有廃棄物の処理促進の取組強化

- 今般、北九州事業地域において高濃度PCB廃棄物が発見された事例を鑑み、今後処分期限を迎える他の事業区域において同様のことが繰り返されないよう、下記の様な対策を徹底。

(1) 制度周知・早期処理の要請

- 本省電力安全課より、**自家用電気工作物の設置者**に対し、早期処理にかかる**要請文を发出**。
- 更に**電気主任技術者**に対しても、改めて高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認を求める**要請文を发出**。

(2) 各監督部の取組状況について

- 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の解除後、本省より各監督部に対し、高濃度PCB含有電気工作物の処理促進の取組強化を要請。
- 各監督部においては、関係団体等と連携し、業界紙への掲載やメルマガ、SNSを通じて情報発信を実施。また、PCB届出者から適切な応答がない者等に対しては、監督部において報告徴収や立入検査を実施していく。

(参考) 中部監督部の取組事例
日本電気協会中部支部発行の業界誌「きらきら (Vol.17)」へのPCB早期処理にかかる記事を掲載 (令和2年5月発行)

令和2年5月発行 vol.17 DENKI きらきら

経済産業省・中部近畿産業保安監督部から 12月のお知らせです！
Part1:電気工作物をお持ちの事業者の皆様へ

PCB含有機器の処分期間終了まであとわずか！
期限内に処分しないと罰則があります！

■ 豊田事業エリアの高濃度PCBを含む変圧器・コンデンサーなどの処分期間(令和4年3月31日まで)※
※ただし、高濃度PCBを含む安定器及び汚染物などは令和3年3月31日まで。

■ こんなことありませんか？ご注意ください！
▶ お持ちの建物で知らず使い続けている。
▶ 曾使った機器が倉庫等に保管され続けている。
▶ 必要な届出を行っていない。

■ 処分期間が迫っていますので、今一度、PCB含有機器の有無を確認し、確認された場合は必要な手続きをさせていただきます。適切な処分をお願いします。

環境省(フロンティア)と環境省(PCB) 廃棄物の処理区域内(令和2年)1458号

古い工場やビルをお持ちの方は、必ずご確認ください！
※PCB濃度が分からない場合は、すべて大切に保管ください！
変圧器・コンデンサー・安定器など

PCB含有機器が見つかった場合は、届出や委託が必要です！

①現在使用中の場合 ⇒ 電気事業法の届出
②倉庫等に保管中の場合 ⇒ PCB特措法の届出
③廃棄して処分する場合 ⇒ PCB特措法の届出
PCB特措法の届出
処分業者への委託

お問い合わせ先

経済産業省 中部近畿産業保安監督部
環境省 中部地方環境事務所

(1) 電気事業法の届出 (1) 電力安全課 052-951-2817
(2) PCB特別措置法に関するお問い合わせ 環境省 中部地方環境事務所 資源循環課 052-955-2132
(3) PCB特別措置法の届出 (2及び3) 【政令市・中核都市】
名古屋:産業物対策課 052-972-2392
名古屋市:産業物対策課 0565-34-6710
【郡市】
愛知県:資源循環課 052-954-6236 豊橋市:産業物対策課 0532-51-2407
岐阜県:産業物対策課 058-272-8217 岡崎市:産業物対策課 0564-23-6871
三重県:産業物/サイクル課 059-224-2475 津市:産業物対策課 058-214-2170
静岡県:産業物/サイクル課 054-221-2424 静岡市:産業物対策課 054-221-1364
長野県:資源循環課 026-235-7187 浜松市:産業物対策課 053-453-6110
長野市:産業物対策課 026-224-7320

3. PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会の開催 (1/2)

- 経済産業省、環境省は、JESCOの処理期限が迫っていることを踏まえ、PCB廃棄物の適正な処理促進を呼びかけるための事業者向け説明会を全国で開催。
- 安定器の適正処理(仕分け等)についての議題を設け、PCB廃棄物の発見・処分事例も昨年引き続き紹介。
- 令和2年度はコロナ禍を考慮して**オンライン配信と大阪事業エリアを重点的に実地開催**。

開催概要

実地	<ul style="list-style-type: none"> ・10都市：札幌 仙台 京都 奈良 和歌山 神戸 大津 名古屋 大阪※ 東京※ ・令和2年10月～令和3年1月
オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブ配信：2回（上記※の開催分） ・オンデマンド配信： <ul style="list-style-type: none"> - ライブ配信を録画して特設HPに掲載 - 令和2年12月～令和3年度末まで配信

講演内容

- (1)PCB廃棄物の処理(PCB特別措置法)について：環境省 廃棄物規制課
- (2)PCB含有電気工作物(電気事業法)について：経済産業省 電力安全課
- (3)安定器の適正処理について：(公財)産業廃棄物処理事業振興財団
- (4)高濃度PCB廃棄物の処理手続きについて：中間貯蔵・環境安全事業(株)
- (5)課電自然循環法について：経済産業省 環境管理推進室

説明会広報

- **特設HP開設**
 - ・参加申込み受付、オンデマンド配信動画の掲載、FAQの公開、講演内容の質疑応答を実施予定。
- **メールマガジンへの記事掲載の依頼**
 - ・経産省地方局・各産業保安監督部・中小企業庁
 - ・JESCO・日本商工会議所・全国商工会連合会
 - ・関連業界団体
- **経済産業省Twitter**
 - HPへのアクセスを促すため定期的にツイート

- **チラシ・ポスター等送付 計277件**
 - ・都道府県・政令市等・経済産業局
 - ・産業保安監督部・独法等・商工会議所連合会
 - ・商工会連合会・関係団体
- **広告掲載**
 - ・「環境管理」9～1月号（計5回）
 - （一社）産業環境管理協会機関誌



3. PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会の開催 (2/2)

- 広報活動の具体例については以下のとおり。

● 特設HP開設

<https://supportoffice.jp/pcb2020/>



The screenshot shows the homepage of the PCB2020 support page. At the top, there is a navigation bar with links for '説明会会場一覧' (List of seminar venues), '説明会資料' (Seminar materials), 'Q&A', and 'お問い合わせ窓口一覧' (List of contact windows). The main banner features a yellow background with black diagonal stripes at the top and bottom, and the text '令和2年度 PCB 廃棄物の適正な処理促進に関する説明会' (PCB Waste Disposal Seminar for FY2020). Below the banner, there is a section titled '古い工場やビル※をお持ちの皆様へ！ PCB使用製品・PCB廃棄物の処理方法、ご存じですか？' (Dear those who own old factories or buildings! Do you know the disposal methods for PCB products and waste?). This section includes a paragraph about PCBs, a small illustration of a person, and a link to a PDF document titled 'PCB廃棄物 処分期間迫る!! (PDF:73926B)'. The text explains that PCBs are highly stable and used in various electrical equipment, and that their disposal is regulated. It also mentions that high-concentration PCB waste requires special handling and that the seminar will provide detailed information on disposal procedures.

● 経済産業省Twitter

The screenshot shows a tweet from the Ministry of Economy, Trade and Industry (@meti_NIPPON) posted on October 22, 2020, at 10:14 AM. The tweet is in Japanese and discusses the disposal of PCBs. The main text reads: '【古い工場やビルをお持ちの方】 蛍光灯や変圧器等の内部に有害物質が含まれている場合があります。部品の劣化で漏れ出し、皮膚を通じて摂取すると、健康被害が出る恐れも。確認方法、処理手続きなどをご紹介する説明会にぜひお越しください。' (For those who own old factories or buildings: Fluorescent lamps and transformers may contain harmful substances. Leaking due to component degradation and ingestion through the skin can cause health damage. Please attend the seminar where we will introduce confirmation methods and disposal procedures.) Below the text is a large image of a flyer for the seminar. The flyer has a red and yellow color scheme and features several warning icons (biohazard, flame, and a person with a lightning bolt). It includes the text '古い工場やビルをお持ちの皆様へ！' (Dear those who own old factories or buildings!) and 'PCB使用製品・PCB廃棄物の確認、あなたは大丈夫ですか？' (Check PCB products and waste, are you safe?). It also lists '【高濃度PCB廃棄物の処分期間】' (High-concentration PCB waste disposal period) and provides a list of companies that handle such waste. The tweet has 68 retweets and 66 likes.

(事務局業務委託先： 有限会社ビジョンブリッジ)